

# 定例委員会の開催状況

第1 日 時 平成13年9月6日(木)  
午前9時30分 ~ 午後0時20分

## 第2 出席者

### 1 国家公安委員会側

村井委員長

岩男、磯邊、渡邊、荻野、安崎各委員

### 2 警察庁側

長官事務代理(次長)、官房長、生活安全局長、交通局長、  
警備局長、情報通信局長、暴力団対策部長

## 第3 議事の概要

### 1 議題事項

#### (1) 人事案件について

地方警務官の人事異動について

警察庁から、「9月13日付け地方警務官5人の人事異動について発令していただきたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

#### (2) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を一部修正のうえ了承した。

## 2 報告事項

### (1) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、「9月4日までに警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要」について報告があった。

### (2) 国際組織犯罪等対策推進本部第2回会合の開催結果について

警察庁から、「8月29日、同本部の第2回会合が開催され、国際組織犯罪等対策に係る今後の取組みについて本部決定された。今後、関係各省庁において諸対策を推進する。」旨の報告があった。

委員から、「現在の社会経済の閉塞状態と国際化の進展等により、ナショナリズム的な考えが次第に表面化してくるのではないかと思われる。自動車の盗難や盗難自動車の不正輸出が、どの程度、国際組織犯罪と結び付いているのか。また、偽造・変造クレジットカードの問題について、この問題を直ちに国際組織犯罪と結び付けることが適当なのか否か伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「この問題を検討している過程で、ご指摘のあった事項についてもいろいろと意見交換した結果、多くの事件は日本人によって敢行されているものの、最近、ロシアのマフィア等が日本の暴力団と結託して組織的に自動車を窃取し、不正輸出をしている状況にあること、また、日本人と外国人が結託し、日本にクレジットカードの偽造等を行う拠点を設け、偽造カード等を使用し商品を騙し取るなど、世界的規模で様々な手口の犯罪が行われていること等から、これらを国際組織犯罪ととらえ、その対策を講じることとした。」旨、説明があった。

委員の発言に関連し、委員長から、「本会合においても、御指摘にあったような外国人に対する意識の問題を大変重視しており、善良な外国人の名誉を重んじると同時に、不法入国等して犯罪を犯す外国人に対しては厳しく対処する必要があるとの認識であることを申し添え

たい。」旨の発言があった。

別の委員から、「日本ではカードの所有者の氏名をあまり確認せず  
に取引する機会が多いように思われるので、顔写真付きのカードの発  
行を広めていくことが日本の習慣に合った犯罪防止の一方法だと思う。  
」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の点については、関係業界  
にも既に申し入れている。カード犯罪に対する対策や法制化について、  
業界や外国からの要望もあり、先般、法改正も行われた。カード犯罪  
に関する関係業界や関係省庁との連絡会議も設け、対策について協議  
しているところである。」旨、説明があった。

### (3) 最近の不祥事案について

警察庁から、

「神奈川県警察の巡査部長が、本年6月、捜査情報を提供した見  
返りに捜査関係者から現金4万円を受け取っていたとして、受託  
収賄罪で通常逮捕した事案に関し、同県警察は、8月31日、同  
人を懲戒免職処分とした。

本年4月27日、神奈川県公安委員会が同県警察に対して行っ  
た『監察の指示』に対する同県警察の監察実施結果」  
について、それぞれ報告及び説明があった。

について、次の発言、説明があった。

委員から、「本件について、神奈川県警察の本部長や警務部長が異  
動する時期までに取りまとめて発表したことは良かった。県民の理解  
も得られたものと思われる。監察実施結果については今後実施する項  
目が大半であるが、これらの項目をどのように実行していくかが問題  
である。また、同監察結果では、同県公安委員会にこれらの進捗状況  
を報告することとされているし、内容も現場の意見がかなり盛り込ま  
れているように思われる。その後の神奈川県警察の実施状況や良かつ  
た点等について、時々、今回のように説明してほしい。また、不祥事  
案について、問題の根幹や監察全体の方向性は他県でもそれほど変わ  
らないと思われる。そのため、今回の神奈川県警察の対応策について、

他の都道府県警察の幹部や新しく赴任する警察本部長等の参考として活用するとよいと思う。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の点については、節目ごとに報告したい。また、全国警察に役立つ取組みについては、今秋予定している各種の全国会議等で紹介することとしたい。」旨、説明があった。

別の委員から、「この監察実施結果はわかりやすく、問題点も理解できる。神奈川県公安委員会において監察の指示をして、こういう結果が出たことについて満足している。しかしながら、例えば、同県警察の苦情処理について、本部に苦情を申し出ると迅速に対応し、警察署には伝えてくれるが、警察署の人員不足で署員各人が仕事をあまりにも多く抱えているためか、なかなか処理してもらえない例が見受けられる。必ずしも各担当が悪いということではないと思うが、人員の手当てがなされていないために処理が遅れ、言葉使いが不適切になる。そこで、業務量の多い警察署に対するスタッフを増強することであるが、この点を確実に実行してほしい。また、採用時や警察学校入校時において、適格性を判断するため、心理学者の意見を聞くとのことであるが、それはあくまで参考とし、警察において適格性の判断を行ってほしい。さらに、家族との連携について、家族を有する者には確かに最後の抑止力となると思われるが、独身者も多く、家族に内助の功を期待するのも現在の社会情勢とは合わない部分が出てくると思う。この点が今後の課題である。」旨の発言があり、警察庁から、「すぐに成果が出ないかもしれないが、これらの事項を地道に行っていけば必ず成果は出てくるものと思われる。」旨、説明があった。

#### (4) 平成13年特殊切手発行の決定について

警察庁から、「地域安全に関する意識の高揚を図るため、今秋に実施される全国地域安全運動の初日に当たる10月11日に警察関連の特殊切手が発行される。」旨の報告があった。

#### (5) 夏期における水難・山岳遭難発生状況について

警察庁から、「本年夏期における水難の発生件数及び人員は、925件、1,089人、山岳遭難の発生件数及び人員は、350件、397人となっており、いずれも前年同期の件数、人員を下回った。」旨の報告があった。

(6) 奈良県天理市長らによる職員採用をめぐる贈収賄事件について(奈良県警察)

警察庁から、「奈良県警察は、9月4日、天理市職員採用試験及び同職員採用に関して、現金約100万円を収受した天理市長を収賄容疑で、供与した者2人を贈賄容疑で、それぞれ逮捕した。」旨の報告があった。

(7) 「運転免許の処分基準等の見直し素案」に対する意見の募集について

警察庁から、「運転免許の処分基準等の見直しを検討するに当たり、『運転免許の処分基準等の見直し素案』を公表し、広く国民から意見を募集することとした。」旨の報告があった。

委員から、「精神障害を有する者が免許証交付の申請をする際、自己の病状を申請用紙に記載しない場合もあり得ると思われるが、同申請を受理する部署の窓口の担当者は何をもって判断するのか。トラブルが生じた場合どうするのか、疑問に思う。さらに、精神障害等が6か月以内に一定のレベルまでに回復すれば免許証が交付される場合があるとのことであるが、医師がその時点で『精神障害等が治癒された。』という診断をしても、その後、免許証の有効期間内に精神障害等が再発しないという保証はないので、免許証の交付については難しい問題が残ると思われるが、この点について伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「御指摘のような申請書に虚偽の記載をして免許を取得した場合は、不正取得となり、罰則の対象となる。また、申請時の状況等を踏まえて医師等による適性検査を行う場合があること、免許の拒否等をする場合には弁明の機会が与えられていること、さらには免

許の取消しの際は聴聞を行なうこと等によって、慎重に判断しているので、窓口担当者だけの判断で行うような制度にはなっていない。また、精神障害の程度と免許との関係については、御指摘の点について医学学会や関係団体等からの意見も十分聴取しているところである。また、一定期間経過後に医師の適性検査を受ける制度を設けて対応することも考えている。」旨、説明があった。

同委員から、「今回の処分基準案の中に『犯罪を犯してすぐに措置入院となった者は直ちに免許を取り消す。』等の項目は盛り込まないのか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の点は、制度として盛り込んでいるので、犯罪者が措置入院したという情報が得られれば、法の手続に沿ってしかるべく対応することとなる。」旨、説明があった。

同委員から、「同情報が得られれば対応するのではなく、同情報を自動的に得て対応できるよう、制度をきちんと設ける必要があると思う。」旨の発言があった。

別の委員から、「本件のように国民から意見を募集することは結構なことである。民間企業の研究開発等では『自分がよく検討したので他の意見は論外である。』という風潮もありがちである。今回の募集のように国民から得られた意見を採用するまでのプロセスについて伺いたい。」との質問があり、警察庁から、「政令以下の法令で本件のような基準を定める際には、閣議決定により、パブリック・コメントを求めることとなっている。今回は、まず素案の段階で国民の意見を聴取するもので、寄せられた意見を踏まえて案を作成し、改めてパブリック・コメントを求める予定である。過去にも国民の意見を踏まえて案を変更したこともあり、今回も国民の意見如何によっては案を変更しなければならない箇所も出てくることもあり得る。」旨、説明があった。

#### ( 8 ) 自動車安全運転センターの運営状況について

警察庁から、「自動車安全運転センターの平成 1 2 年度決算及び平

成13年度予算の概要」について報告があった。

委員から、「事業年度の予算については、前年度の事業実績に基づいて積算されるものと思われるが、なぜ、前年度の予算比で積算しているのか。」との質問があり、警察庁から、「同センターでは、交通事故の保険金のトラブル等を防止するため、交通事故の当事者に対し、可能な限り交通事故証明書を取得するよう、損害保険会社等に依頼していることもあり、予算については目標値等も勘案しながら積算している。また、平成12年度決算が出る前の年度途中の一定期間内の実績もベースにしなが、事業計画に照らして翌年度の予算を積算している。」旨、説明があった。

別の委員から、「前回の定例委員会において、同センターの民営化ができない理由を伺ったが、他に『安全運転研修業務』についても、民営化に支障があるのか。」との質問があり、警察庁から、「自動車運転教習所の教官のレベルについて一定の水準を維持するため、『交通大学校』のような教育機関が必要である。これらの教育業務について民営化するとなかなか採算が合わない。そのため、公の機関、あるいはこれに類似する機関における教育を実施しなければ国民全体の交通安全レベルは維持できない。」旨、説明があった。

別の委員から、「高齢者に対する研修を実施するとのことであるが、どこで行われるのか。」との質問があり、警察庁から、「同センターでは、高齢者に対する研修は行っていない。なお、高齢者講習については、法令上、公安委員会が行うこととされているが、しかるべき教育能力がある団体に委託することも可能である。高齢者の方々に実際に運転してもらうため、一定のスペースを有する指定自動車教習所へ委託している。」旨、説明があった。

(9) 危険運転による事故の罰則整備等に関する法制審の答申について

警察庁から、「法制審議会が、刑事法部会において審議を行い、昨日、法務大臣に答申を行った。現在、法務省が立法に向けた作業を行っており、今秋、臨時国会が召集されれば法律案を提出する予定であ

る。」旨の報告があった。

委員から、「『進行を制御する技能を有しない状態で運転し、人を死傷させた場合は罰則が強化される。』とのことであるが、もしそのような者が実際に運転しているのであれば、免許の試験が不適切ということになるのではないか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘の『技能を有しない状態』とは、無免許運転かつその運転が極めて未熟である場合を想定している。したがって、免許取得者は基本的にこの状態に該当しない。」旨、説明があった。

同委員から、「自動車の運転が刑法上の『業務上』に当たることについて、国民にあまり理解されていない。特に、無職の主婦が、自己の自動車運転について『業務上』などと指摘されて違和感を持たれるのはよく理解できる。この点、改善できないか。例えば『運転業務上』などと規定すればわかりやすく納得が得られるのではないか。」との質問があり、警察庁から、「御指摘のとおり庶民感覚からすると違和感があると思われるが、刑法では、自動車運転が一定の専門性を有することに着目して、これを『業務』ととらえている。ただし、刑法は一般の行政法規とは異なり大変抽象的な表現で端的に規定されている法律であり、わかりにくい面もあるので、同法を所管する法務省に対して、これらの点について意見具申しているところである。」旨、説明があった。

同委員から、「『危険な速度で赤信号を殊更に無視する運転』について、この『殊更』という語句はあいまいな表現だと思う。できれば他の表現で規定した方がよいのではないか。」旨の発言があり、警察庁から、「御指摘の点について、当初法制審議会に答申した原案では『赤信号に従わず』という表現であった。これでは、運転者が交差点等に進入する直前に赤信号を認識した場合も罰せられてしまうため、運転者が、最初から完全に赤信号だと認識して交差点等に進入して人を死傷させた場合のみを罰するべきであるということで、『赤信号を殊更無視する』という表現にしたものである。」旨、説明があった。

- (10) 天皇皇后両陛下の地方事情御視察(長野県)に伴う警衛警備について  
警察庁から、「天皇皇后両陛下は、9月10日から11日までの間、地方事情御視察のため、長野県へ行幸啓になる。本行幸啓に伴い、長野県警察等の関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告があった。
- (11) 三宅島一般島民の一時帰宅等について  
警察庁から、「三宅島では、9月9日から5回に分けて、島民の一時帰宅を実施する予定である。警視庁では、一時帰宅が安全に実施できるよう、機動隊等を派遣するなどして対応することとしている。」旨の報告があった。
- (12) 平成13年度情報通信運用技能向上期間の実施結果について  
警察庁から、「本年度情報通信運用技能向上期間中における各都道府県警察の取組み状況」について報告があった。
- (13) 科学警察研究所の現況について  
警察庁から、「科学警察研究所の現況」について報告があった。

### 3 その他

- (1) 委員から、9月3日に関東管区内警察本部長会議に出席した結果等について、「会議の冒頭あいさつの中で、『犯罪の増加と検挙の低下、犯罪等に対する国民の切実な不安、警察官5000人の増員要求』等について話した後、川越署を視察した。留置場や署員の仮眠室を見学し、カプセル式の仮眠室は署員に好評とのことであった。その後、埼玉県公安委員の方々と会い、同委員長等から、『埼玉県警察の警察官が4年ぶりに増員されたが、それでも県内の警察官の絶対数は不足している。10年後は大量退職者が出る時期となり、年間300人規模で退職していく。今から将来を見据えて増員を検討してほしい。また、

多数の留置場が満室であり、増設を要望する。さらに、捜査員の過重負担が顕著であり、健康状態が心配である。」旨、説明を受けた。」旨の報告があった。

(2) 委員から、9月3日に中国管区内警察本部長会議に出席した結果等について、「会議の冒頭あいさつの中で、『外国人犯罪問題、国家公安委員会と都道府県公安委員会との連携のあり方、けん銃の取扱方法』等について話した後、同管区警察局において同局の機能等について説明を受けた。特に『いわゆる警察改革に対して中央と地方には温度差がある。』とのことであった。その後、広島県警察本部を訪問し、通信指令室を視察した。同本部から、『少年犯罪と暴走族が結び付いており、暴走族の背後には暴力団が関与している。これらは県警の大きな課題の一つである。』との説明を受けた。さらに、西条署の留置場等を視察した。他に、同管区内公安委員会連絡協議会会長と、国家公安委員会や各県公安委員会の情勢について会談した。今回の出張で地方警察の実態等の認識が自分なりに深まった。」旨の報告があった。

(3) 委員から、「新築の警察署の留置場の設計について、形状や面積等はおおむね同一なのか。」との質問があり、警察庁から、「形状の基準や被留置者1人当たりの居住有効面積、主要施設の面積の基準が決められており、新築の警察署の留置場はこれらの基準に基づきほぼ類似の設計となっている。」旨、説明があった。